

平成20年第1回かほく市議会定例会議事日程（第2号）

平成20年3月4日（火）午前10時00分開議

開会宣告

日程第1 議案第1号～議案第41号
（質疑、委員会付託）

日程第2 同意第1号～同意第5号
（質疑、討論、採決）

日程第3 発議第1号
（質疑、討論、採決）

日程第4 一般質問

1．宇野 順一議員

食料自給率を高める地元農産物の生産拡大について

2．遠田 順議員

活字文書読み上げ装置の設置について

常設資源回収場（仮称 エコ・ステーション24）の設置について

携帯電話による新たなかほく市アピールの考えは

地球温暖化防止対策に対する市独自の実行計画は

3．富澤 明次議員

一般用飲用井戸の衛生確保対策について

消雪ポンプ設備の延命化その他について

4．中村 修一議員

平成20年度予算と市の財政状況について

定員適正化計画について

道路特定財源について

5．山口 博之丞議員

病児保育について

体育施設について

閉議散会

第 2 日 目 会 議 録

平成 2 0 年 第 1 回 か ほ く 市 議 会 定 例 会 会 議 録 (第 2 号)																																																					
招 集 年 月 日	平成 2 0 年 3 月 4 日 (火)																																																				
招 集 の 場 所	か ほ く 市 役 所 議 場																																																				
開 会 (開 議)	平成 2 0 年 3 月 4 日 (火) 午 前 1 0 時 0 0 分 宣 告																																																				
応 招 議 員	出 席 議 員 に 同 じ																																																				
不 応 招 議 員	欠 席 議 員 に 同 じ																																																				
出 席 議 員	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 33%;">議 長 1 8 番</td> <td style="width: 33%;">別 宗 明 敏</td> <td style="width: 33%;">副 議 長 1 0 番</td> <td style="width: 33%;">沖 津 千 万 人</td> </tr> <tr> <td>1 番</td> <td>遠 田 順</td> <td>2 番</td> <td>安 達 肇</td> </tr> <tr> <td>3 番</td> <td>宇 野 順 一</td> <td>4 番</td> <td>多 々 見 武</td> </tr> <tr> <td>5 番</td> <td>山 口 博 之 丞</td> <td>6 番</td> <td>金 田 正 信</td> </tr> <tr> <td>7 番</td> <td>富 澤 明 次</td> <td>8 番</td> <td>杉 本 正 一</td> </tr> <tr> <td>9 番</td> <td>荒 井 三 喜 雄</td> <td>1 1 番</td> <td>中 村 修 一</td> </tr> <tr> <td>1 2 番</td> <td>竹 内 幹 雄</td> <td>1 3 番</td> <td>西 田 正 剛</td> </tr> <tr> <td>1 4 番</td> <td>杉 本 成 一</td> <td>1 5 番</td> <td>寺 内 照 雄</td> </tr> <tr> <td>1 6 番</td> <td>山 田 孝 一</td> <td>1 7 番</td> <td>猪 村 博 靖</td> </tr> </table>	議 長 1 8 番	別 宗 明 敏	副 議 長 1 0 番	沖 津 千 万 人	1 番	遠 田 順	2 番	安 達 肇	3 番	宇 野 順 一	4 番	多 々 見 武	5 番	山 口 博 之 丞	6 番	金 田 正 信	7 番	富 澤 明 次	8 番	杉 本 正 一	9 番	荒 井 三 喜 雄	1 1 番	中 村 修 一	1 2 番	竹 内 幹 雄	1 3 番	西 田 正 剛	1 4 番	杉 本 成 一	1 5 番	寺 内 照 雄	1 6 番	山 田 孝 一	1 7 番	猪 村 博 靖																
議 長 1 8 番	別 宗 明 敏	副 議 長 1 0 番	沖 津 千 万 人																																																		
1 番	遠 田 順	2 番	安 達 肇																																																		
3 番	宇 野 順 一	4 番	多 々 見 武																																																		
5 番	山 口 博 之 丞	6 番	金 田 正 信																																																		
7 番	富 澤 明 次	8 番	杉 本 正 一																																																		
9 番	荒 井 三 喜 雄	1 1 番	中 村 修 一																																																		
1 2 番	竹 内 幹 雄	1 3 番	西 田 正 剛																																																		
1 4 番	杉 本 成 一	1 5 番	寺 内 照 雄																																																		
1 6 番	山 田 孝 一	1 7 番	猪 村 博 靖																																																		
欠 席 議 員	な し																																																				
地 方 自 治 法 第 1 2 1 条 の 規 定 に よ り 説 明 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 33%;">市 長</td> <td style="width: 33%;">油 野 和 一 郎</td> <td style="width: 33%;">副 市 長</td> <td style="width: 33%;">架 谷 外 茂 治</td> </tr> <tr> <td>教 育 委 員 会 教 育 長</td> <td>遠 田 敏 博</td> <td>総 務 部 長</td> <td>中 田 政 昭</td> </tr> <tr> <td>市 民 部 長</td> <td>西 正 一</td> <td>産 業 建 設 部 長</td> <td>高 井 孝 治</td> </tr> <tr> <td>企 業 局 長 兼 下 水 道 課 長</td> <td>川 島 起 世 志</td> <td>教 育 部 長</td> <td>助 実 金 司</td> </tr> <tr> <td>消 防 長</td> <td>高 橋 勲</td> <td>総 務 課 長</td> <td>板 坂 卓 之</td> </tr> <tr> <td>財 政 課 長</td> <td>酒 井 弘 幸</td> <td>企 画 情 報 課 長</td> <td>森 田 善 明</td> </tr> <tr> <td>管 理 課 長</td> <td>大 多 光 正</td> <td>税 務 課 長</td> <td>山 口 外 志 雄</td> </tr> <tr> <td>納 税 課 長</td> <td>油 野 茂 樹</td> <td>会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長</td> <td>石 山 義 久</td> </tr> <tr> <td>監 査 委 員 事 務 局 長</td> <td>喜 多 学</td> <td>市 民 課 長</td> <td>川 端 憲 治</td> </tr> <tr> <td>子 育 て 支 援 課 長</td> <td>酒 尾 浩</td> <td>健 康 福 祉 課 長</td> <td>藤 本 憲</td> </tr> <tr> <td>保 険 医 療 課 長</td> <td>松 本 吉 雄</td> <td>環 境 安 全 課 長</td> <td>田 丸 成 一</td> </tr> <tr> <td>都 市 建 設 課 長</td> <td>大 西 潤</td> <td>農 林 水 産 課 長</td> <td>杉 本 外 次</td> </tr> <tr> <td>商 工 観 光 課 長</td> <td>沖 野 悌 二</td> <td>水 道 課 長</td> <td>高 野 定 信</td> </tr> </table>	市 長	油 野 和 一 郎	副 市 長	架 谷 外 茂 治	教 育 委 員 会 教 育 長	遠 田 敏 博	総 務 部 長	中 田 政 昭	市 民 部 長	西 正 一	産 業 建 設 部 長	高 井 孝 治	企 業 局 長 兼 下 水 道 課 長	川 島 起 世 志	教 育 部 長	助 実 金 司	消 防 長	高 橋 勲	総 務 課 長	板 坂 卓 之	財 政 課 長	酒 井 弘 幸	企 画 情 報 課 長	森 田 善 明	管 理 課 長	大 多 光 正	税 務 課 長	山 口 外 志 雄	納 税 課 長	油 野 茂 樹	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	石 山 義 久	監 査 委 員 事 務 局 長	喜 多 学	市 民 課 長	川 端 憲 治	子 育 て 支 援 課 長	酒 尾 浩	健 康 福 祉 課 長	藤 本 憲	保 険 医 療 課 長	松 本 吉 雄	環 境 安 全 課 長	田 丸 成 一	都 市 建 設 課 長	大 西 潤	農 林 水 産 課 長	杉 本 外 次	商 工 観 光 課 長	沖 野 悌 二	水 道 課 長	高 野 定 信
市 長	油 野 和 一 郎	副 市 長	架 谷 外 茂 治																																																		
教 育 委 員 会 教 育 長	遠 田 敏 博	総 務 部 長	中 田 政 昭																																																		
市 民 部 長	西 正 一	産 業 建 設 部 長	高 井 孝 治																																																		
企 業 局 長 兼 下 水 道 課 長	川 島 起 世 志	教 育 部 長	助 実 金 司																																																		
消 防 長	高 橋 勲	総 務 課 長	板 坂 卓 之																																																		
財 政 課 長	酒 井 弘 幸	企 画 情 報 課 長	森 田 善 明																																																		
管 理 課 長	大 多 光 正	税 務 課 長	山 口 外 志 雄																																																		
納 税 課 長	油 野 茂 樹	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	石 山 義 久																																																		
監 査 委 員 事 務 局 長	喜 多 学	市 民 課 長	川 端 憲 治																																																		
子 育 て 支 援 課 長	酒 尾 浩	健 康 福 祉 課 長	藤 本 憲																																																		
保 険 医 療 課 長	松 本 吉 雄	環 境 安 全 課 長	田 丸 成 一																																																		
都 市 建 設 課 長	大 西 潤	農 林 水 産 課 長	杉 本 外 次																																																		
商 工 観 光 課 長	沖 野 悌 二	水 道 課 長	高 野 定 信																																																		

<p>地方自治法第 121条の規 定により説明 のため出席し た者の職氏名</p>	<p>学校教育課長 梶 義裕 体育振興課長 松田 一雄 予防課長 新藏 利美雄</p>	<p>生涯学習課長 沖野 利之 消防課長 宗藤 護 財政課長補佐 越井 謙一</p>
<p>本会議に職務 のため出席し た者の職氏名</p>	<p>議会事務局長 英 哲雄 議会事務局書記 竹谷 孝</p>	<p>議会事務局次長 丸井 厚司</p>
<p>本会議に係員 として出席し た者の職氏名</p>	<p>傍聴者受付係 谷崎 泉</p>	<p>傍聴者受付係 長木 朋子</p>
<p>議 事 日 程</p>	<p>議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。</p>	
	<p>以下余白</p>	

議事の経過 第2日目

閉会・開議

午前10時00分 開会

議長【別宗明敏君】ただいまのところ、出席議員数は、18人であります。

定足数に達していますので、これより、本日の会議を開きます。

議事日程の報告

議長【別宗明敏君】なお、本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

また、本日、説明のために委嘱された者の職・氏名は2月29日に配付した説明員の職・氏名一覧表のとおりであります。

会議時間の延長

議長【別宗明敏君】あらかじめ、本日の会議時間を延長しておきます。

日程第1

議案第1号～議案第41号

議長【別宗明敏君】日程第1、議案第1号 平成20年度かほく市一般会計予算から議案第41号 事務の相互委託に関する規約の制定及び事務の相互委託に関する規約の一部変更についてまでの、併せて41件を一括議題といたします。

質疑

議長【別宗明敏君】これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

議長【別宗明敏君】質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

常任委員会付託

議長【別宗明敏君】お諮りします。

ただいま、議題となっております、議案第1

号から議案第41号までの、併せて41件については、それぞれ所管の常任委員会に付託したいと思います。

これにご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

議長【別宗明敏君】ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号から議案第41号までの、併せて41件については、それぞれ所管の常任委員会に付託することに決定をいたしました。

日程第2

同意第1号～同意第5号

議長【別宗明敏君】日程第2、同意第1号 かほく市公平委員会の委員の選任に付き同意を求めることについて、同意第2号 かほく市監査委員の選任に付き同意を求めることについて、同意第3号 かほく市固定資産評価審査委員会の委員の選任に付き同意を求めることについて、同意第4号 かほく市教育委員会の委員の任命に付き同意を求めることについて、同意第5号 かほく市教育委員会の委員の任命に付き同意を求めることについての、併せて5件を一括議題といたします。

常任委員会付託の省略

議長【別宗明敏君】お諮りします。

同意第1号から同意第5号までの、併せて5件については、人事に関する案件につき、常任委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

議長【別宗明敏君】ご異議なしと認めます。

よって同意第1号から同意第5号までの併せて5件については、常任委員会付託を省略することに決定をいたしました。

質疑・討論の省略

議長【別宗明敏君】お諮りします。

同意第1号から同意第3号までの併せて3

件は、人事に関する案件につき、質疑・討論は省略したいと思います。

これにご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

議長【別宗明敏君】ご異議なしと認めます。

よって同意第1号から同意第3号までの併せて3件については、質疑・討論は省略することに決定をいたしました。

採決

議長【別宗明敏君】これから直ちに採決に入りたいと思います。

これにご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

議長【別宗明敏君】ご異議なしと認めます。

よって、これから同意第1号 かほく市公平委員会の委員の選任に付き同意を求めることについてを採決いたします。

本案は、地方公務員法第9条の2第2項の規定に基づき、委員を選任することについて、議会の同意を求めるものであります。

同意第1号について、原案のとおり、かほく市高松ナ 81 番地 1 金津 五雄 氏を選任することについて、同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長【別宗明敏君】起立全員です。

よって同意第1号は、原案のとおり同意することに決定をいたしました。

次に、同意第2号 かほく市監査委員の選任に付き同意を求めることについてを採決いたします。

本案は、地方自治法第196条第1項の規定に基づき、委員を選任することについて、議会の同意を求めるものであります。

同意第2号について、原案のとおり、かほく市木津イ 63 番地 16 中村 久一 氏を選任する

ことについて、同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長【別宗明敏君】起立全員です。

よって同意第2号は、原案のとおり同意することに決定をいたしました。

次に、同意第3号 かほく市固定資産評価審査委員会の委員の選任に付き同意を求めることについてを採決いたします。

本案は、地方税法第423条第3項の規定に基づき、委員を選任することについて、議会の同意を求めるものであります。

同意第3号について、原案のとおり、かほく市指江ト 39 番地 川淵 崇由 氏を選任することについて、同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長【別宗明敏君】起立全員です。

よって同意第3号は、原案のとおり同意することに決定をいたしました。

質疑

議長【別宗明敏君】これより、同意第4号 かほく市教育委員会の委員の任命に付き同意を求めることについて質疑を行います。

(教育長 遠田敏博君 退場)

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

議長【別宗明敏君】質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

討論

議長【別宗明敏君】これより、討論を行います。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

議長【別宗明敏君】討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

採決

議長【別宗明敏君】これから直ちに採決に入りたいと思います。

これにご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

議長【別宗明敏君】ご異議なしと認めます。

よって、同意第4号 かほく市教育委員会の委員の任命に付き同意を求めることについてを採決いたします。

本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、委員を任命することについて、議会の同意を求めるものであります。

同意第4号について、原案のとおり、かほく市木津二139番地 遠田 敏博 氏を任命することについて、同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長【別宗明敏君】起立全員です。

よって同意第4号は、原案のとおり同意することに決定をいたしました。

(教育長 遠田敏博君 入場)

質疑

議長【別宗明敏君】これより、同意第5号 かほく市教育委員会の委員の任命に付き同意を求めることについて質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

議長【別宗明敏君】質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

討論

議長【別宗明敏君】これより、討論を行います。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

議長【別宗明敏君】討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

採決

議長【別宗明敏君】これから直ちに採決に入りたいと思います。

これにご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

議長【別宗明敏君】ご異議なしと認めます。

よって、同意第5号 かほく市教育委員会の委員の任命に付き同意を求めることについてを採決いたします。

本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、委員を任命することについて、議会の同意を求めるものであります。

同意第5号について、原案のとおり、かほく市谷ヲ12番地 寺西 哲秀 氏を任命することについて、同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長【別宗明敏君】起立全員です。

よって同意第5号は、原案のとおり同意することに決定をいたしました。

日程第3

発議第1号

議長【別宗明敏君】日程第3、発議第1号 かほく市議会会議規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。

質疑

議長【別宗明敏君】これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(なしの声あり)

議長【別宗明敏君】質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

討論

議長【別宗明敏君】これから討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

議長【別宗明敏君】 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

採決

議長【別宗明敏君】 これから直ちに採決に入りたいと思います。

これにご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

議長【別宗明敏君】 ご異議なしと認めます。

よって、これから発議第1号 かほく市議会会議規則の一部を改正する規則についてを採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長【別宗明敏君】 起立全員です。

よって発議第1号は原案のとおり可決されました。

日程第4

一般質問

議長【別宗明敏君】 日程第4、これより、一般質問を行います。

あらかじめ、申し上げておきますが、関連質問は、かほく市議会の運営に関する基準第37条第4項により、認められておりません。

また、一般質問の回数・発言時間についても、会議規則第64条及び議会の運営に関する基準第37条第7項の規定により、3回を超えることはできず、再質問も含め、発言時間は、30分以内となっております。

それでは、通告順に発言を許します。

3番 宇野順一君。

3番【宇野順一君】 私は、今定例会におきまして、以下の一点について質問させていただきます。

食料自給率を高める地元農産物の生産拡大対

策についてであります。

アメリカのBSE感染牛肉問題に輸入規制がかけられ牛肉問題を忘れかけたころにまた、中国から輸入した農薬混入餃子問題で毎日、新聞、テレビ報道がなされ、食の不安をかきたてる事件が起き、健康被害を訴えた方が、2月20日現在2,984人を数えたことは極めて遺憾であり、改めて、安全、安心な食料の安定供給の確保が健康で充実した生活の基礎として誠に重要であると再認識したところであります。

しかしながら、我が国の食料自給率は低下し、現在、食料の約60%を海外に依存している状況であると報道されています。今現在、国民一人一日あたり約2,500キロカロリーの食料を摂取していますが、仮に輸入が途絶えると996キロカロリーに落ちます。2歳児の空腹をようやく満たす程度といわれています。いつまでもお金をだせば買われる時代はそう長くないとも報道されています。

国産と同じものが、(コストが安く美味しいものを、広大な農地で栽培環境が良く、安定的に供給が可能な)同じ緯度に位置している頼みの綱の中国から野菜加工品、生鮮野菜合わせて輸入野菜の70%を依存していますが、13億人の人口を抱え、2004年から農産物の純輸入国となっています。大豆の輸入量の70%を賄うアメリカは大豆畑をつぶして、トウモロコシから油を搾るバイオエタノールの増産を進めていますし、小麦の需要の大半を輸入するオーストラリアは2年続きの大干ばつで深刻な影響から、絶対量が不足して、小麦価格を30%値上げすると報道されています。

我が国では自給率95%の米が、875万トンに生産調整され、需要に即応した米づくりが推進されてきましたが、高度経済成長に伴う生活スタイルの変化からパン食、肉食の普及で、消費

減退、すなわち米余り現象となり、生産者価格が下落し、国が備蓄米を確保して 12,000 円を下回らないよう対応している現状であります。あわせて生産者の高齢化や安い外国産におさされて、大規模な耕作放棄地を抱え、誠に厳しい農業行政下であります。国は食料自給率を平成 27 年度で 45% を目標に掲げ、食料自給率向上協議会を立ち上げ、取り組むといたしております。

全国津々浦々の市町村で地産地消運動を展開して、国産農産物の生産拡大を地方公共団体、農業者、農業団体、食品産業事業者、消費者、消費団体等、官民を挙げて関係者一体となった取り組みが重要と認識します。大切な食料を他国にゆだねることなく、国産農産物の生産拡大で食料自給率を高めていくべきだと思っております。

当市においても、海の幸や山の幸に恵まれ、新鮮で品質のよい食材の豊かな産地であります。ブランド 6 品目の生産拡大はもとより、生産者の顔が見える安全で安心な農産物の普及拡大対策が急務と考えるが市長の見解をきかせていただきたい。

以上について市長の簡潔な答弁をおねがいし、私の一般質問といたします。

市長【油野和一郎君】 議長。

議長【別宗明敏君】 油野市長。

市長【油野和一郎君】 それでは、宇野議員のご質問にお答え致します。

議員ご指摘のとおり、我が国では、食生活の大きな変化により食料自給率は年々減少の一途を辿っております。国民 1 人あたりの、生産カロリーと消費カロリーを比較したカロリーベースで申し上げますと、農林水産省の試算では、昭和 40 年度には 73% であったものが、平成 18 年度には 39% にまで低下しております。

また、議員お話しのとおり、昨今、報道されております冷凍餃子の農薬混入事件のほか、以前の B S E 感染牛肉問題や、近くは食品の偽装表示など、我が国の食の安全を取り巻く環境は輸入食料をはじめとして非常に脅かされており、たいへん憂慮すべき状況となっております。

食料自給率の問題に関しましては、我が国全体としての問題であり、議員が言われておりますように、国では平成 27 年度までに 45% にする計画が立てられております。市と致しましても、なんとか我が国の食料自給率が向上するよう願っているものであります。

さて、かほく市の農用地について申し上げますと、日本海に沿った砂丘地の園芸地帯、また、河北潟周辺や大海川・宇ノ気川流域に広がる水田地帯、宝達山系に連なる中山間地帯、さらに、河北潟における干拓地帯と大きく 4 つの区域に大別されております。かほく市の農産物は、その地域の特性や形状を活かして作られており、砂丘地帯、中山間地帯においては、すいか、長いも、大根に代表される野菜や、ぶどう、紋平柿などの果樹が栽培され、水田地帯においては水稻を、干拓地帯においては、麦、大豆など、バランスのとれた農業生産が行われていると考えております。

そのような中で、かほく市の農産物を大いに情報発信するため、平成 18 年度より市、農協、生産者が一体となり「かほく市地域農産物ブランド化推進プロジェクト」として、ぶどう、紋平柿、大根、すいか、さつまいも、長いもの 6 品目をブランド化することにより、販路の拡大や担い手の育成、地産地消の推進を図っておりますが、この 6 品目だけではなく、かほく市内で生産される農産物全般においても、農産者の顔、作る姿も見えるような、安全で安心して買ってもらえるよう P R をして行かなければ

ならないと考えております。幸いにも現状では、河北潟の農家を含む共同販売やJAの産地直売コーナーは、消費者の皆様からたいへん喜ばれているとお聞きしており、また、本年秋にオープン予定の大型商業施設での地元農産物の納入販売も見込まれ、市と致しましては今後の産地消の拡大に期待をして参りたいと考えております。さらに、農産物の体験学習などを活かして、子どもたちへの食育活動も活性化させることにより、市民全体の食に対する安全意識を高めるとともに、意識が高まることにより地元農産物への愛着もわいてくると思っております。

市と致しましては、今後も産地消はもとより、市特産の農産物の安全性を広く発信し、これがすこしでも食料自給率の向上に結びつくものとなるよう農協、生産者の皆様とも協力しながら努めて参りたいと考えておりますので、議員各位のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上で、宇野議員のご質問に対する答弁と致します。

議長【別宗明敏君】宇野議員、答弁もれはありませんか。

3番【宇野順一君】はい。

議長【別宗明敏君】再質問はありませんか。

3番【宇野順一君】はい、ありません。

議長【別宗明敏君】次に、1番 遠田順君。

1番【遠田順君】本来であれば、立春も過ぎ春の足音が聞こえてくる頃であります。本年は雪が降ったりやんだり寒さもなかなかおさまらない状況であります。その分少しでも熱く思いを伝えて参りたいと思っております。どうかよろしくお願いいたします。

先日ある新聞を読んでいましたところ、このような記事がありました。金沢市が「世界都市」

になるためにはなにが必要か。という記事でそのために見識者11人による推進会議がもたれ、その中で金沢21世紀美術館館長の秋元雄史氏は提言をまとめて、まず海外や大都市圏での認知度、知名度を高めていくことが大切であり又、国際的に評価してもらえるようなイベントを継続的に積み重ねていくことで海外からの評価を高めることも一つの要因になる。

また、世界的な影響力のある人たちの力を借りることも知名度を上げるために大切であり、そして最も大切なのは今までの金沢ブランド、例えば加賀友禅のようにローカリティ（土地）と密着してはじめて成り立つものばかりであったが、金沢でしかできないという概念をすて世界的ブランドのエルメスやグッチのように土地と切り離され自由になる姿が求められると言っております。

たとえば、日本の寿司や柔道は世界でも受け入れられるようにフレームワークを変えていったわけです。一方で日本の国技である相撲は国際化はしているが頑なにフレームワークを変えない、金沢は相撲的なやり方をしてきた。この方法に、将来性があるかと言うと疑問が残ると書かれていました。かほく市もフレームワークを変え魅力的で質の高いものをどんどん大都市圏や海外に発信していけば知名度を高めていけるのではないかと思いました。前置きが長くなりましたが本年に入り初めての一般質問であり身も心も引き締めて行ってまいりたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

まず第1点目の質問ですが公的窓口で視覚障がい者の情報支援として、活字文書読み上げ装置の設置についてお尋ねいたします。現在、かほく市には視覚障がいの方が2月現在で84名いらっしゃいます。障がいの程度によって1

級から6級までに区分されており、1級の方は両眼の視力の和、いわゆる足した数が0.01以下の方で2級は両眼の視力の和が0.02から0.04以下の方また両目の視野がそれぞれ10度以内かつ両目による視野について視能率による損失率が95パーセント以上の方と伺いました。1級、2級の方だけで54人の方々がいらっしゃいます。その方々のプライバシー情報や生活情報たとえば年金通知や請求書などの個人向け情報、税金額通知そして行政の各種広報印刷物などは、自立した生活と社会参加に欠かせない情報源であります。活字文字のままだと視覚障がい者の方々が入手することはなかなか困難です。

そのため、こうした生活情報を視覚障がいの方たちに提供する手段として「音声コード」と「活字文書読み上げ装置」による情報支援の方法があると聞きました。これは書面に書かれた文字情報を切手大の記号に変換した音声コードを片隅に添付し、その音声コードを専用の読み上げ装置にあてると、音声で文字情報を読み上げてくれる仕組みです。作成ソフトをパソコンにインストールすれば簡単に音声コードを作成することができるそうです。最近では、自治体の印刷物などに添付され始めているそうです。そこで市長にお伺いします。現在、視覚障がい者の方々に対する取り組みとしてかほく市は、どのような事をされていますか具体的に伺いたいと思います。それとここまで話してきました、視覚障がいの方々に対する情報バリアフリーを一層促進するためにも、公的窓口に「活字文書読み上げ装置」を設置し、公的書類や行政広報印刷物などに「音声コード」の添付化するお考えはありませんでしょうか。所見をお伺いいたします。

次に2点目の質問に移らせていただきます。

循環型社会を目指しリサイクルゴミとして缶、ビン、新聞、紙等分別リサイクルが定着し市民の方々に御協力をいただいていることに対しまして感謝を申し上げます。本当にありがとうございます。しかし、回収が月1回しかなく、それも早朝で終了してしまい、近年では共稼ぎでなかなか対応がしにくい方や、ライフスタイルの多様化で指定日に出し忘れや都合で出せない方などは台所がリサイクル品で邪魔になったりしています。野々市町では平成8年からそうした方々のために常設リサイクルステーションが設けられ、平成15年4月より年末年始を除く24時間いつでもリサイクルゴミが置いていけるようになり、市民の方からも非常に喜ばれているようです。先日、視察に行ってきたのですが管理をしているのがシルバー人材センターの方で、午前中は2名午後からは1名でお世話をしていました。夜は監視カメラが設置されており外灯は午後9時に消えるとのことで、1日平均300人位の方が利用しているそうです。現在では年間収集量の50パーセント近く、約1,000トン以上回収されているとのことでした。最初は可燃ゴミや埋め立てゴミも一緒に捨てていく人もいたそうですが、最近はマナーもよくなりそうした人が減ってきたそうです。住民理解が進みよくなったそうです。そこで市長にお伺いいたします。かほく市においても常設資源回収所(仮称:エコ・ステーション24)を設置するお考えはありませんでしょうか。「ゴミ」は「資源」と捕らえて積極的に検討していただきたいと思います。

前進的な答弁を期待しながら3点目の質問に入らせていただきます。現代社会の必須アイテムとなった携帯電話、今では機能が充実しインターネットが携帯からでも使えるようになり、様々な場面で利用されています。この携帯

サイトを利用してかほく市のアピールに取り入れてみてはどうでしょうか。その一つの方法として、近ごろ雑誌や新聞、パンフレットに白黒模様で隅に四角形が描かれているマークをよく見かけるようになってきました。そのマークは、2次元コードの一種である「QRコード」というものです。実はこれが「QRコード」というものであります。1994年に日本のデンソーウェブが開発したものでケータイのアドレス読み取り機能などに採用されています。「QR」とはクイック・レスポンスの略称でスムーズに読み取りができることで、また小さいスペースでたくさんの情報が詰め込むことができるのが、大きな特徴です。従来あったバーコードは1次元コードでQRは2次元コードでそのなかに収められる情報量も多く、企業などでは会社のホームページにアクセスができるように接続できて商品が写真で見れたり、注文が簡単にできたりと利用価値が上がってきています。そこで、この「QRコード」を利用して、かほく市の広報や各種配布物またケーブルテレビの加入促進などに使用してみるお考えはありませんでしょうか。

また、いろんなイベントの様子やかほく市のすばらしい風景など観光情報として載せPRに利用できるのではないかと思います。この「QRコード」による新たなモバイルサイトの取り組みを、かほく市の新たなアピールとして試みるお考えはありませんでしょうか市長の答弁を期待いたします。

最後の質問に移らせて頂きます。今日環境問題における大きな課題のひとつに、従来からの公害に加え、地球規模の問題である地球温暖化が深刻な状況になっていることがあげられます。地球の温暖化は、二酸化炭素やメタンガスなどの温室効果ガスにより引き起こされるも

ので、我々の通常の事業活動や日常生活から発生していることが大きな特徴です。このため、この問題を解決していくために、化石燃料に依存した大量生産、大量消費の社会経済構造から、省資源、省エネルギー等による循環を基本とした持続可能な社会へ転換していくことが求められています。

平成9年12月には、2008年から2012年までにわが国の温室効果ガスの排出量を1990年比で6パーセント削減することを約束した京都議定書が採択され、平成17年2月には発効されました。この約束を確実に達成するため平成10年10月には「地球温暖化対策推進法」が制定されました。この法律により、地方公共団体は、温室効果ガスの排出抑制等のための、措置に関する実行計画を策定し、公表するとともに、毎年の実施状況についても公表することが義務付けられています。

津幡町では「地球温暖化防止実行計画」がおおむね出来上がったとお聞きしました。内容においても公共施設1つ1つ網羅されており「燃料使用量の削減」「電気使用量の削減」「公用車燃料使用量の削減」など7項目からなり施設別のCO2排出量も求めてあります。職員1人1人が努力する目標設定と活動量を報告するようになっていました。

そこでお伺いいたします。かほく市においての地球温暖化防止実行計画は現在どの程度まで出来上がっているか、また特にここには特段力を入れた点などありましたら教えて頂きたいと思います。当然職員だけでなく私自身もしっかり取り組んで参りたいと思っております。どうか現状についてわかりやすく、具体的な答弁をお願いいたしまして、私からの一般質問を終わらせていただきます。宜しくおねがいいたします。

市長【油野和一郎君】議長。

議長【別宗明敏君】油野市長。

市長【油野和一郎君】それでは、遠田議員のご質問にお答えいたします。

まず、第1点目の活字文書読み上げ装置のご質問についてであります。

議員お話しのとおり、障害者の方に対する案内文書や刊行物の中には、余白に、専用の「活字読み取り機」にかざすと音声で読み上げることが出来る「音声コード」の印字されているものが見受けられます。

この「音声コード」は、専用の「活字文書読み上げ装置」にあてることにより文書等の内容を把握できるという、視覚障害者の皆様にとりましては、たいへん便利なシステムになっております。ただ、「活字文書読み上げ装置」を市の窓口に設置いたしましても、実際に利用して頂くためには、わざわざ「音声コード」の印字された文書等を窓口まで持参して頂かなければならないこととなります。

このため、この「活字文書読み上げ装置」は、現状では自宅等で利用される方がより便利であると思われまます。こうした装置を購入する場合、日常生活用具給付事業の対象機器として、1割の負担で購入することができる障害福祉サービス制度が設けられておりますが、余り知られておりませんので、今後は広報等で周知を図るとともに、活用の機会を拡大していただきたいと考えております。

ちなみに、現在、かほく市が実施しております視覚障害者の方々に対するサービスについて申し上げますと、障害者自立支援法に基づく、居宅介護支援のためのホームヘルパーの派遣、日常生活に必要な盲人用時計等の購入費の援助、交通機関を利用することが困難なの方々に対する福祉タクシー助成券の交付などがありま

す。また、視覚障害者への情報支援のために、県の補助を受け、昨年12月に市内の3図書館及びほのぼの健康館に「拡大読書器」を新たに配置し、利便性の向上を図ったところであります。

議員ご質問の「活字文書読み上げ装置」の設置につきましては、「音声コード」を利用した発刊物の普及率も現状ではまだまだ低い状況であり、市と致しましては、他市町の実施状況、活用状況を踏まえながら検討して参りたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

第2点目の常設資源回収所のご質問につきましては、後ほど、西市民部長のほうからお答え致しますので、次に、第3点目のQRコード機能を利用したかほく市のPRについてのご質問にお答えいたします。

議員ご承知のとおり、QRコード対応のカメラ機能付き携帯電話の普及に伴い、各種の広告や地図、ウェブ画面等においてQRコードを印刷または表示し、詳細情報のある携帯端末向けウェブサイト、いわゆる携帯サイトへのアクセスが容易になってきております。中には、個人データを納めたQRコードを名刺に印刷し、携帯電話のアドレス帳に簡単に登録できるように活用している方もいるようであります。

かほく市では、昨年6月1日より、携帯電話等を利用した「いいメールかほく」の配信サービスをスタートし、市民の皆様には防災情報、地震情報、防犯交通情報などをはじめ行政情報や各種イベント情報を配信しております。この「いいメールかほく」を利用する際の登録に、QRコードを用いて、登録時の入力簡単になるようになっております。また配信状況の確認についても携帯電話で容易に閲覧できるようになっております。

議員ご提案の、携帯サイトのホームページを開設するなど、QRコードを利用して、かほく市のイベント、観光情報を載せPRしてはどうかということではありますが、確かにQRコードについては、多種多様で幅広い利用方法が可能かと思っております。しかしながらイベントの様子や、風景などの画像を取り込む場合、携帯電話の加入者の契約内容によっては、ポケット通信料が非常に高額になることもあり、かえって利用者の方に知らず知らずのうちに高額な負担を生じさせることにもなりかねず、実施に際しましてはそういった配慮も検討して行かなければならないと考えております。

ちなみに、県内の自治体で携帯電話サイトのホームページを開設しているところは、15団体となっており、内容的には各課の連絡先や、イベント情報、各課からのお知らせなど様々であります。文字情報のみで、画像は余り使われていないようであります。

市と致しましては、今後、できるだけ早い時期に携帯電話サイトの開設に取り組んでまいりたいと考えておりますが、掲載内容について十分検討するとともに、QRコードの活用につきましても、積極的に進めて参りたいと考えておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願い致します。

次に第4点目の、「地球温暖化防止」実行計画のご質問についてであります。

議員ご指摘のとおり、平成10年10月に「地球温暖化対策の推進に関する法律」が制定され、温室効果ガスの排出抑制等に向けた国、地方公共団体、事業者及び国民の責務が定められました。この中で、地方公共団体にとっては、地球温暖化防止実行計画の策定が義務づけられ、計画に基づく措置の実施状況を公表しなければならないこととなりました。

これまで、かほく市では、宇ノ気・高松・七塚の3庁舎を対象に環境ISOの取り組みを進めて参りましたが、平成20年度からは、対象施設を大きく拡大し、より一層の効果を上げるものとして、「かほく市地球温暖化防止実行計画」を策定する予定であります。そして、3庁舎のほか、消防本部、保育園、小学校、中学校などのすべての組織、公共施設を対象にして、地球温暖化の防止に積極的に取り組んで参りたいと考えております。

この実施計画の主な内容と致しましては、現在の環境マネジメントシステムに準じたものを推進することとし、温室効果ガス排出抑制の効果が十分発揮されるものに致したいと考えております。

また、公共施設だけではなく、市民の皆様や市内の事業所をも対象にした『かほく市地球温暖化防止推進計画』についても策定して、多くの皆様のご協力を得ながら、市全体として地球温暖化の防止を推進して参りたいと考えております。

市全体が一体的に取り組むことによって、今まで以上に地球温暖化の防止が進められるものと考えておりますし、また、そうして行かなければならないと思っております。

市と致しましては、平成20年度からの新たな取り組みとして推進して参りたいと考えておりますので、議員各位のご理解、ご協力を賜りますようお願い致します。

以上で、遠田議員のご質問の私からの答弁と致します。

市民部長【西正一君】議長。

議長【別宗明敏君】次に第2点目の常設資源回収所の件、西市民部長から。

市民部長【西正一君】それでは、私の方から遠田議員の第2点目の常設資源回収所の設置

についてのご質問にお答えを致したいと思います。

議員ご承知のとおり、本市では資源ごみ回収は毎月1回指定日を設定し、各地区の指定集積場所で、市民の皆様のご協力を得ながら実施しております。最近では、議員お話のように、市民の皆様のライフスタイルの多様化が進み、指定日に資源ごみを出せない方々も出てきているようであります。

そういった方々のために常設の資源回収所を設置することは、より多くの市民の皆様にも資源ごみを出す機会が増えることになり、利便性ということを考えて大変理想的かと思われれます。

しかし、常設資源回収所の設置にあたりましては、多くの市民の皆様が利用できるような広い場所を選定しなければならないことや、容量の大きい施設の整備も必要であり、また不適物の混入防止や資源ごみの抜き取りに対する対策など、管理面で多くの課題を検討する必要があります。

今後、それらの課題を整理したうえで、先進的事例におけるメリット、デメリットを十分に参考にしながら、検討して参りたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上で、遠田議員のご質問に対します私からの答弁と致します。

議長【別宗明敏君】 遠田議員、答弁もれはありませんか。

1番【遠田順君】 ありません。

議長【別宗明敏君】 再質問はありませんか。

1番【遠田順君】 再質問あります。

今ほど西市民部長からも、また市長からも明快的な答弁をいただきました。その中で、1点だけなんですけども、地球温暖化のところです

ね、今まで環境ISOという国際基準に合わせて基準でやっていたわけですが、これを市の方の形にやっていくときに、チェック機能として、そういった専門家であるとか、また市民の方とか、議会の方とか、こういったチェックをしっかりとどれだけ今やっていけばいいのか、またどういうふうなことが怠っているのかという、チェック機能を持った委員会を設けてはどうかと思うのですが、その点につきまして答弁をお願いします。以上です。

議長【別宗明敏君】 西市民部長。

市民部長【西正一君】 再質問についてお答えをいたしたいと思います。

地球温暖化防止実行計画の監査につきましては、環境ISOと同様な内部監査委員会を設けて構築いたしました。かほく市の環境マネジメントシステムが、適正に実施・維持され、機能してるかということ。また、環境法規制、条例等を遵守しているかなどを監査し、改善のための提言を行い、かほく市環境マネジメントシステムの改善を図ることといたしております。

なお、内部監査委員会の構成につきましては、課長職以上の者をその任務に充て、他の部課の者により内部監査を実施することといたしております。また、外部監査機能といたしまして、平成18年9月に設立いたしました民間有識者を含めました、かほく市地球温暖化防止協議会におきまして、温室効果ガスの削減目標をお示しいたし、そのご意見をお聞きすることといたしておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。以上で遠田議員の再質問に対します私からの答弁といたします。

議長【別宗明敏君】 遠田議員、よろしいですか。

1番【遠田順君】 今ほど西部長からチェック

機能についてお話をいただきました、外部監査のチェックの部分ですけど、我々議員もしっかりと環境問題についてチェックしていけたらなといった思いはあるのですけれども、そういったお考えはございませんでしょうか。1点だけですがよろしく願いいたします。

議長【別宗明敏君】油野市長。

市長【油野和一郎君】それでは、遠田議員の再質問についてお答えいたします。

議会の皆様を審議会にということでございますけど、議会の方からそういった審議会等には議員が参画しないというご提案もいろいろ今までありました。その件について参画した方がいいのかどうか、それは議員さんが参画したいというご提案をいただければ、執行部の方で十分検討させていただきたいというふうに思っていますので、よろしく願いいたします。

議長【別宗明敏君】次に、7番 富澤明次君。

7番【富澤明次君】国民の食が危険にさらされています。知らず知らずに生命をおびやかす劇物が、食べ物の中に混入していました。自給率が低い日本の現状が危険度を大きくしているようです。入国の際の検査や製造過程での厳密な監視体制が構築されることを訴えていくしかありません。

今回私は飲み水についてお尋ねします。かほく市が市民に提供している上水道は水道法により管理する事が定められています。その外に私達は地域の文化とも言える井戸水で生活水の半分以上を賄っています。小学生の頃学校から帰るとすぐに近くの井戸から台所の賄い水を運んで、家庭の大きな甕の中に満タンにするのが私の仕事でした。私の家は井戸の近くでしたのでバケツ2個を両手にぶら下げて7、8回運びましたが、友達の中には天秤棒で家まで担ぎ、少しでも溢さないよう静々と何回も運んだ

ものです。

そのうちポンプをモーターで汲み上げるようになり。配管が敷設され自宅の蛇口を捻っただけで生活水が仕える便利な生活となってきました。今では手取川の水が能登まで送られるようになり、安くはないですが飲料水のライフラインは安定しています。

石川県飲用井戸等衛生対策要綱が平成18年3月に改正されております。これは平成16年1月に厚生労働省健康局長から知事宛に飲用井戸等衛生対策要綱の改正についての通達によるものと思われま。

この要綱の1項の目的には有害物質等による地下水汚染等が見られることから、一般飲用井戸などの適性管理、水質に関する定期的な検査、汚染時における措置及び汚染防止のための対策を定める事により、井戸等について総合的な衛生の確保を図るとしています。

4項の衛生確保対策では実態の把握として県及び市町は、関係部局と連携し、飲用井戸等の設置場所、設置数、水質の状況等に関する情報の収集・整理に努め設置者の協力を求め、飲用井戸等の管理状況等について適宜必要な報告を受けるとあります。

飲用井戸等の管理、水質検査の項では設置者は井戸周辺の清潔保持等につき定期的に点検を行い1年以内毎に1回、12項目の定期水質検査が必要です。因みに保健所では一般用12項目の検査は9,070円で、営業用26項目の検査費用は29,560円とっています。異状や汚染のおそれが生じたときは臨時の検査を行うことや又、新たに飲用井戸を設置したときは給水開始前に50項目の水質検査を実施し、これに適合している事を確認する事と謳ってあります。場所により省略できる項目もあります。なお、汚染が判明した場合の措置についても明記

してありますが、農薬、除草剤、洗剤、化学物質に代表されるダイオキシンなど、環境汚染が進んでいると思われる今日、市民の安全安心のためにいち早く取り組むべき問題だと思われます。飲用井戸等衛生対策要綱に照らしてかほく市の現在の状況と今後についてお尋ねしたいと思います。

次に消雪ポンプについてお尋ねします

質問にあたりかほく市の現状を知りたくて、産業建設部にお問い合わせしたところ細かなデータを御示しいただきこの場を借り、お礼申し上げます。昨年 12 月 1 日現在で、路線数で 99 箇所、井戸本数 102 箇所散水延長 61.4 キロメートルとなっています。昭和 60 年以前に施工されたポンプが 13 箇所、61 年から平成 10 年度の 13 年間に施工した物が 56 箇所、比較的新しい年度の平成 11 年から 19 年までに施工した物が 30 箇所あり、これら消雪ポンプ能力はポンプ口径が 80 ミリから 125 ミリ、電気出力は 7.5 から 37 キロワットの設備です。また、井戸の揚水量は毎分 400 リットルから 1,200 リットルと幅広い種類と成っていますが、経年変化で揚水量は減少傾向となってるようです。消雪ポンプは大まかな設備として、水中ポンプ、地下水の取り組み口、消雪散水設備、制御版及び遠隔制御&監視装置等があり定期的なメンテナンス料金が毎年 140 万円前後必要です。冬期使用開始時のノズル調整の管理委託費は別予算となっております。

消雪ポンプは 1 年中使用するポンプと比べてその耐用年数は相当短いといわれており、使用開始時の検査等では毎年不良箇所修理で多額の経費を必要としています。過去 3 年間の修理費は平成 16 年が 183 万 7,000 円、平成 17 年が 441 万 9,000 円、そして平成 18 年が 598 万 6,000 円と右肩上がりであります。平成 19

年度の消雪維持管理事業費は、総額で 1 億 1,728 万 6,000 円を要しています。数字、金額に間違いがありましたら訂正願いますが、これらの事業費を必要経費と認めるか、または少しでも減額ができるかを考えるべきでしょう。

故障の大きな要因の一つに、降雪期以外の休止時間の長さがあります。昔から使わない井戸は枯れるといわれています。使わない事で地下水の流れが変化し、流れの淵が崩れたり給水口が詰まる事が原因と言われていています。いつも汲み上げていると揚水量は変わらないはずですが、また散水口にしても時々水を吐き出す事で穴の詰まりや、配管内の水の腐敗を防ぐ事が出来ません。機械的や電気回りも同じことが言えます。年中消雪ポンプを運転するには電力会社との契約に無駄が生じる為、なかなか実施できません。

従量制料金は、11 月、12 月、1 月が 1 キロワットにつき 1,974 円、2 月、3 月が 577 円 50 銭です。これに加えて使用料が 1 キロワットにつき 9 円 36 銭必要です。降雪の少なかった平成 18 年度の市全体で 1,316 万 2,000 円かかっております。消雪施設 92 箇所の箇所平均で 14 万 3,000 円を支払っていることとなります。

年間を通してポンプを運転させるには、新たな契約方法を県下の自治体が 1 つになって電力会社と交渉するのも消雪ポンプ設備の延命措置のため必要と思われると思います。新期の消雪ポンプ設備は財政面からも今後極力控えるとの事で、既存の設備をいかに長持ちさせるかが課題となります。

そこで今回の質問の本筋になりますが、ポンプ一基ごとにカルテが存在すると思います。昭和 60 年以前の設備が 13 箇所あるとのことですが、22 年間以上使用した設備がこれまでの間にどれだけ部品やポンプの入れ替えをしたの

か、1箇所ごとのデータが記録されているでしょうか。新設時の揚水量と現在の揚水量の比較ができますか。中くらいの古いもの、比較的新しいものを抜粋して年間を通して1ヶ月に数回の試験運転をし、ポンプ毎の運転経費と修理の費用経費の比較データを作成し、今後の消雪設備の延命化を図る上での、資料作りをすることが私の提案ですが実施の考えはないでしょうか。

そして消雪用井戸が102箇所ありますが、近辺での一般用飲用井戸で水枯れ現象は起きていませんか。近くで地盤沈下現象がありませんか。地域住民の安心安全の為に監視も怠らずお願いします。また新設井戸の規制等の条例が整備されているでしょうか。秩序なくポンプが新設されては地域にとって水枯れ地盤沈下等の事故原因に成りかねませんから法整備をお願いしたいものです。以上を私の一般質問とします。よろしくご答弁お願いします。

市長【油野和一郎君】議長。

議長【別宗明敏君】油野市長。

市長【油野和一郎君】それでは富澤議員のご質問にお答えいたします。

まず、第1点目の一般飲用井戸の衛生確保対策についてのご質問であります。

現在の、かほく市における飲用井戸等の状況についてであります。水道事業における上水道の普及状況によりますと、平成19年3月末現在の普及率は98.7%となっており、136世帯が上水道に加入していない状況となっております。

しかし、かほく市では上水道に加入をしても多くの方々が一般飲用井戸も併せて利用されており、特に七塚地区では、上水道と併用しながら利用されている家庭が多いことは、議員もご承知のとおりであります。ただ、一般飲

用井戸は市が管理すべき施設ではないため、井戸の件数など、その実態についてはほとんどわかっていないのが実情であります。従いまして、それらの一般飲用井戸の水質状況についても市として把握しているものではありませんが、石川県が「水質測定計画」に基づき、毎年実施しております調査によりますと、平成19年度、かほく市内で7箇所が調査され、いずれも基準以内の結果であったと報告を受けております。

飲用井戸等の衛生対策・管理につきましては、議員お話のとおり、「石川県飲用井戸等衛生対策要領」において定められているものですが、要領の主な内容と致しまして、飲用井戸等の設置者等は、1年以内ごとに1回の定期的な水質検査を行うことが義務付けられており、設置者等の責務として、飲用井戸等の保全、清潔保持に努めることになっております。すなわち、自らが設置した飲用井戸等の管理については自らの責任で適正管理する必要があるとの趣旨に基づき、設置者が実施しなければならない検査や管理について規定されています。

もちろん、飲用井戸等の衛生対策に関する市としての努力目標も規定されており、かほく市といたしましては、今後とも石川県と連携しながら、飲用井戸等の設置者、管理者に対し、飲用井戸等の定期検査や日頃の適正な管理の必要性について、広報等で周知を図って参りたいと考えております。併せて飲用井戸から上水道への切替実施につきましてもご理解をいただくよう努めて参りたいと考えております。

次に、第2点目の消雪ポンプ設備に関するご質問についてであります。設備の延命化につきましては、後ほど高井産業建設部長からお答え致しますので、私の方からは、消雪井戸の設置に伴う水枯れ、地盤沈下、条例整備等につい

てお答え致します。

まず、消雪井戸付近の一般飲用井戸の水枯れ、地盤沈下の対策について申し上げますと、これまでに、消雪井戸によって一般飲用井戸の水枯れや、地盤沈下が発生したとの報告を受けていないことから特に対策は講じておりませんが、消雪井戸の掘削工事を行う場合、あらかじめ周辺の地盤状況や一般飲用井戸の位置のほか、揚水量及び帯水層を確認し、既設の井戸に影響の無いよう慎重に検討した上で掘削工事を行っております。

また、井戸新設の際の規制につきましては、現在、かほく市では特に規制する条例等は制定致しておりません。

一般的には、消雪井戸の方が一般飲用井戸よりも深く掘削するというのが通例ですが、中には、消雪井戸と同じ深さまで掘る場合も想定されます。そういった場合には、地盤状況、井戸の揚水量、水質などを総合的に勘案し、お互いに揚水量が適正に確保できるよう、施工業者と必要に応じ協議して対応して参りたいと考えております。

また、一般飲用井戸を掘る場合には、安全・安心のためにも、できる限り市の上水道を利用していただくよう勤めるなど、市として必要な地下水の確保に努めるとともに、多様な観点に基づき、総合的に勘案しながら対応して参りたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

以上で、富澤議員のご質問に対する私からの答弁と致します。

議長【別宗明敏君】次に産業建設部長の高井部長より、消雪ポンプ設備の延命化についてご答弁願います。

産業建設部長【高井孝治君】議長。

議長【別宗明敏君】高井部長。

産業建設部長【高井孝治君】それでは、私の方から、富澤議員の消雪ポンプ設備の延命化に関するご質問にお答え致します。

現在、かほく市の消雪設備は、施設の件数としましては 99 箇所、井戸の数では 102 箇所、また散水延長については 61.4 k mとなっております。

これらの消雪設備の点検は、毎年、降雪時期前に電気制御盤、散水ノズルの調整、井戸揚水量確認などの作業を行い、維持管理を行っております。

また、消雪設備の電力契約期間につきましては、議員ご指摘のとおり、毎年 11 月 1 日から翌年 3 月 15 日までの降雪時期に限定した契約としております。

冬季の降雪時期に限定して契約しておりますのは、1 年を通じて電力契約を致しますと毎月の基本料金がかかって電気料が高額となること、また、最近の冬期の温暖化傾向によりまして、降雪時期がたいへん短い傾向となっております効率的でないことなどによるものでございます。

従いまして、議員ご提案の、降雪時期以外でもポンプ作動して寿命延伸を図ることは、電気料が高くなること、降雪時期以外に散水しても費用対効果に見合った成果が得られないと見込まれますので、現時点では考えておりません。

また、電気契約を特別の年間契約にできないかとの件についてであります。年間契約をした場合との比較を行い北陸電力と協議した結果、現在の降雪時期のみの方が安くなるとの結果が出ておりますし、北陸電力側も公正公平な電気供給の観点から、市といえども特別な契約を行わないとの方針であるとのこと。従いまして、年間契約を数箇所で実験的に行うことも現時点では実施できないと考えております。

市と致しましては、当面は現状における維持管理に十分に意を払いながら、消雪ポンプ設備のよりよい延命化対策、また経費節減に努めて参りたいと考えておりますので、ご理解を賜わりますようよろしくお願い致します。

以上で、富澤議員のご質問に対する私からの答弁といたします。

議長【別宗明敏君】答弁もれはありませんか。

7番【富澤明次君】はい。再質問をお願いします。

議長【別宗明敏君】富澤議員。

7番【富澤明次君】先ず、2点再質問させていただきます。

最初の石川県飲用井戸等衛生対策要綱の中の4項について私は述べさせていただきました。「県及び市町は関係部局と連携し、飲用井戸等の設置場所、設置数、水道の状況等に関する情報の収集整理に努め、設置者の協力を求め、飲用井戸等の管理状況について適宜必要な報告を受ける」とある項目に対して、ご答弁がなかったように思いますのでお願いいたします。

次に、消雪ポンプの延命効果ということでお話しましたが、私としましては、いくらかでも安くする方法を考えて述べていただけるものと思いましたが、電力会社はだめ、その方はだめという、だめだめの回答でした。私がやるのなら、せめて端端をかってでも動かすぐらいの知恵が必要だと思います。もっとも財政縮小というものに対する考えを述べていただきたいと思いました。以上です。

議長【別宗明敏君】油野市長。

市長【油野和一郎君】再質問についてお答えいたします。

先ほど私の答弁の方で、現在のところそういう情報は持っていないとお答えさせていただきました。この部分で、実施の状況把握につい

て努めるということですので、今後収集整理に努めていきたいというふうに思いますのでご理解をいただきたいと思います。

もう一つの質問についてですけど、今ほど、より努めてくれというふうな形でご質問いただきました。先ほどの産業建設部長の答弁の方でも、今の時点でこれが最良であるという結果で、そういう形で冬期の部分で消雪の電気代の契約になっている。この延命についても、諸々全部勘案した中で、今が一番安いというふうに執行部の方では判断しています。

富澤議員さん、いろんな質問されましたけど、それについてより効果が本当に上がるのかどうか、これについてはより一層効果が上がるような方法で、当然我々としても限られた財源を無駄に使っているという意識は全くありませんし、今が最良であるというその中でベストを選択させていただいているという、そしてより以上にそういうことが我々の調査の中でできましたら、それは順次改正していきたいというふうに思っておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

議長【別宗明敏君】富澤議員、今の答弁でよろしいでしょうか。

7番【富澤明次君】はい、頑張ってください。

暫時休憩

議長【別宗明敏君】それでは、ここで、暫時休憩をいたします。

再開は、午前11時30分からとしますので、よろしくお願いをいたします。

【休憩 午前11時20分】

【再開 午前11時30分】

再開

議長【別宗明敏君】ただいまのところ、出席議員数は18人です。定足数に達しておりますので、休憩前に引き続き会議を開きます。11番

中村修一君。

11 番【中村修一君】私は本定例会に3点の質問をさせていただきます。

1点目は平成20年度予算と市の財政状況についてであります。

平成20年度かほく市一般会計予算総額は135億7,500万円であります。

前年当初予算136億円に比べて、0.2%の減少ということで、ほぼ前年並みということであります。

しかし、その歳出の中身を性質別によく見えますと、人件費、扶助費、公債費などの義務的経費は全体として0.9%減少と若干減ってはいますが、団塊世代の職員の退職者が増えたことによる人件費の減少が大きく、逆に市の借金返済に相当する公債費は5.1%増えています。

そして、その他の行政経費も、今年度から始まる後期高齢者医療制度に要する費用や、広域事務組合の負担金増などによって、4.3%増えているのに比べ、新たなまちづくりのための事業に使われる、投資的経費は前年に比べ11.1%もの大幅な減少となっています。

すなわち内容は大変な緊縮予算といわざるを得ません。そして、これだけ絞ったにもかかわらず、まだ歳入不足で、そのいわば赤字分を埋めるために財政調整基金を5億5,000万円繰り入れており、平成20年度末の財政調整基金残高の見込みはわずかに約7億7,000万円ということであります。

合併して4年が経過をいたしました。合併の大きな目的のひとつが、自治体の財政基盤の確立であったと思います。しかし、この4年間でかほく市の財政は目的どおりの揺るぎないものになったのでしょうか。いわゆる三位一体の改革により、国からの不十分な税源移譲や地方

交付税交付金の削減、地方の景気回復の遅れなど、合併時には予想していなかったさまざまな要因が市の財政を圧迫して、合併当初の見込みとは現状は程遠いものとなってきているといわざるを得ないと思います。

かほく市の財政に不安を抱いているのは私だけではないと思います。かほく市が第2の夕張市になるのではないだろうかかと心配している市民も多いのではないかと思います。市の現在の財政状況と今後の方策を、しっかり市民に伝える必要があると思います。

そうすることにより、今年度からいくつかのサービス減になったり、負担増になるものがあるわけですが、それらについても市民の理解が得られるのではないかと思うわけであります。

そこで質問です。平成20年度予算における経常収支比率や実質公債費比率、起債制限比率、財政力指数、さらには地方債残高など財政指標を明らかにし、規模の似通った自治体や、近隣の自治体との比較を通じて、そのかほく市の財政の健全性の評価をしていただきたいと思います。

後期高齢者医療事業開始に伴う、市の負担は年間どのくらい増えるのか、また、国民健康保険事業の積立金も年々減少して、心もとなくなってきました。これらの現在の状況や今後の見込みをお示しいただきたいと思います。

そして今年の予算編成は、全体として市の中長期財政計画に則ったものになっているものかどうか教えていただきたいと思います。

もちろん私は闇雲に不安をあおるつもりは毛頭なく、たとえ今は苦しい台所事情であっても、しっかりとした財政計画を立て、それを着実に実行していくことによって、安定した財政運営は可能であり、必ずや道は開かれるものと思っています。市民が安堵できる、また協力を

得られる答弁を期待して、次の質問に移りたいと思います。

2点目の質問は定員の適正化計画についてであります。

前の質問と大いに関連があるわけですが、市の財政が大変厳しく、今後一層の改革、そして合理化が必要なことは、誰もが認めざるを得ないところだと思えます。

そして、合併の大きなメリットのひとつが職員数の削減であり、定員の適正化であることは、多くの市民の共通認識でもあると思えます。

私は平成18年の第4回定例会において、同様の質問をさせていただきました。

「平成21年度までに25名、計画最終年度の平成25年度には65名という現在の計画のなかの定数削減の数値目標ではものならず、もっと高い数値目標を掲げるべきではないのか。」という私の質問に対する答えは、現在の計画を着実に進めると共に、当時まだ答えが出ていなかった保育園の統廃合や消防庁舎、市庁舎整備計画の方針をにらみつつ、平成19年度に一部見直しをするというものでありました。

そこで、質問です。まず現時点での定員適正化は勧奨退職も含めて、計画通りに進んでいるのかお示し願いたいと思います。

また、一部見直しに関しては、消防には今後流動的な要素があるものの、保育園の統合については保育園施設整備計画に従って、順次進められており、市庁舎の整備計画も、昨年第4回市議会定例会で新市建設計画の変更が可決承認されております。これらを踏まえての定員適正化計画の見直しは可能と思えますが、どうでしょうか。

法的な問題も含めて、性急な職員数の削減は難しいことは百も承知しているわけですが、しかし一方で「合併したのに、なぜそんな少しし

か職員が減らないのか。」とか「サービス水準を落とすより、職員を減らすのが先決ではないのか。」との市民の厳しい意見があることも事実であります。

ここは歯を食いしばって、さらなる定員削減を進めるべきであると考えますが、市長の考えをお伺いします。

3点目は道路特定財源についてであります。

3月31日に期限が来る、道路特定財源暫定税率の廃止の是非をめぐって、国全体で大きな議論となっていることはご承知のとおりであります。

暫定税率が廃止になった場合、道路整備が遅れるだけでなく、それを見込んで編成している自治体の予算が、変更を余儀なくされるなどのことから、全国のほとんどの自治体の長や議会が、暫定税率の延長を求めています。

かほく市でも昨年の第4回定例会において、道路特定財源の確保を求める意見書を全員賛成で国に提出しています。

しかし、原油の高騰による諸物価の値上がりは著しく、特にガソリン価格の上昇は家計を圧迫しています。暫定税率が廃止になれば、1リットル当たり25円の値下げになるわけですので、庶民にとってはこちらのほうが魅力であるのは当然であると思えます。

道路特定財源の使い方に問題があるという意見もあることは十分承知をいたしていますが、真に必要な道路の整備が遅れることは、絶対に避けなければならないと私は思います。

市民の理解を得るためにも、暫定税率が廃止になった場合の影響を具体的に示す必要があると思えますがいかがでしょうか。

かほく市にとって、どの程度の歳入減となり、予算にそれをどう反映していくのか。また、かほく市の市民生活への具体的な影響はどうか、

詳細に説明していただきたいと思います。

市長選挙目前ということで、準通年型予算ということもあり、すこし事務的な質問ばかりになってしまいましたが、市政において大変重要な問題を取り上げたつもりです。油野市長の真摯な答弁を期待して、私の一般質問を終わります。以上です。

市長【油野和一郎君】議長。

議長【別宗明敏君】油野市長。

市長【油野和一郎君】 それでは中村議員のご質問にお答えいたします。

まず、第1点目の平成20年度予算と市の財政状況についてであります。

平成20年度予算における財政指標について申し上げますと、平成20年度予算においては、議員ご指摘のとおり、人件費は大きく減少しているものの、反面、公債費が大きく増加している状況であります。また、経常経費につきましてもシーリングにより昨年度以上の削減を図っておりますものの、一部事務組合等への負担金や特別会計への繰出金も増加しており、内容的には平成19年度以上の厳しさとなっております。

ご質問の財政指標につきましては、予算ベースのため確定したものではありませんが、経常収支比率につきましては、平成18年度決算から下水道事業への繰出金のルールが見直されたこと、また、公債費の増加などにより、100%を超える状況が見込まれております。

実質公債費比率につきましては、公債費の増加に伴い20.6%程度と見込んでおりますが、この実質公債費比率は平成18年度に18%以上となったため、公債費負担適正化計画を策定して健全化を進めることとしており、公債費負担適正化計画の中では平成22年度の20.7%をピー

クに、平成25年度で17.3%となるよう、一層の健全化に努めることとしております。

財政力指数につきましては、合併時の平成16年度で0.491でしたが、これ以降、徐々に高くなってきており、平成19年度では0.513となっております。今後は、イオン関係の固定資産税等の収入も見込まれることから、更に改善が見込まれるものと考えております。

また、市債の残高についてであります。一般会計について申し上げますと、平成19年度末残高は平成18年度に比べ、7億4,000万円余り増加し、約249億円、平成20年度末残高は平成19年度に比べ、1億円余り減少して約248億円を見込んでおります。

議員が心配されております今後の財政運営への影響についてであります。国、地方ともに厳しい財政状況が続く見込みであることはご推察のとおりであります。市と致しましては、更なる行財政改革の推進により、行政のスリム化や受益者負担の適正化を図りながら、選択と集中という考えのもとで、優先順位を明確にし、かほく市の発展に必要な事業については合併特例債などの有利な起債を活用し、効率よく的確な財政運営に努めて参りたいと考えております。

次に、後期高齢者医療制度の開始に伴う市の負担についてであります。全体像がわかりにくくなっておりますので簡単に説明させていただきます。一般会計における後期高齢者医療と老人保健医療への医療費の一般財源ベースでの比較においては、8,300万円程度の増額となっております。片や国民健康保険特別会計での老人保健拠出金と後期高齢者支援金の一般財源ベースでの比較で見ると7,800万円程度の減額となり、これに事務費分の減額を合わせて差し引きしますと、実質的にはほとんど負担の

変わらない状況となっております。

ただ、この後期高齢者医療制度もこれから始まる制度であり、注意深く推移を見る必要があるものと思っております。

次に国民健康保険事業調整基金の減少についてであります。平成 18 年度からの資産割分の税率見直しに伴う保険税軽減のための取り崩しのほか、国民健康保険の被保険者の減少による収入減や、一人当たりの医療費の伸びにより取り崩しが増えたことが主な要因であります。今後の医療費や後期高齢者医療の負担の動向によっては、保険税率の改正も視野に入れていかなくてはならないのではないかと考えております。

次に、平成 20 年度予算が中長期財政計画に則ったものかどうかとのお質問についてですが、当初、かほく市の財政計画として皆様にお示ししましたものは、合併時に策定いたしました新市建設計画における内容で、平成 16 年度から平成 25 年度までの 10 年間の長期計画でありました。

この財政計画も合併直前の社会背景を基本に策定されたため、その後の三位一体の改革による地方交付税や国庫補助金の削減、あるいは税源移譲などは想定されておらず、実態と計画が大きく乖離しておりました。そのため、昨年の 12 月議会定例会において、合併市町村振興基金の造成について計上するなど、財政計画の変更を承認していただいたところであり、平成 20 年度予算もこの財政計画を基本に編成したものであります。

財政計画は、本来が財政の可能性の範囲を規定する未来志向的なものであり、一方、毎年度の予算は事務・事業の可否を決定し、所要経費の算定を行う現実対応的なものであります。その性格、目的などにおいて財政計画とは本質的

に異なるため、近年のめまぐるしく変動する政治・経済・社会状況において計画通り予算編成をすることは大変難しいのが実態でもあります。

しかしながら、どんな時であっても活力みなぎる元気なかほく市の実現に向けて、市民の皆様の安全・安心の確保に重点を置きつつ、選択と集中という考え方のもとに優先順位をしっかりと見極めた予算編成を行っていくべきであると考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

次に、第 2 点目の定員適正化計画のご質問についてであります。

議員お話のとおり、平成 18 年 12 月の定例会でも定員適正化計画についてのご質問を頂きましたが、それから約 1 年あまりが経過し、状況も少し変わっておりますので改めてお答え致します。

この「かほく市定員適正化計画」は平成 17 年度に策定したものであります。これまでもご説明申し上げますように、合併後の 10 年間の基本としつつ、平成 17 年度から平成 21 年度までの 5 年間の対象期間として、25 名の削減を図る計画としております。

現時点での状況と今後の見込みの詳細につきましては、後ほど中田総務部長から説明してもらいますが、結論から申し上げますと、勧奨退職も予定どおり順調に進んでおり、計画の最終年度となる平成 21 年度の予定職員数 402 名に対して実数見込みが 396 名となり、削減目標の 25 名を超える 31 名が削減できる予定であります。

更なる削減を、というのが議員のご指摘であります。ご指摘のとおり、本来であれば計画の見直しを図り、さらに経費の節減を進めていく必要があるものと考えております。しかし、

市民生活の安全・安心を守るための消防職員、子育て支援のための保育士などの削減は現状において困難な状況であり、当面は一般事務職員の削減を中心に努めて行かなければなりません。今後につきましては、消防本部の広域化の対応や保育園の統廃合だけではなく民営化の検討も必要になり、また、庁舎整備に伴い高松・七塚サービスセンターを場合によっては廃止することも視野に入れ、更に、図書館をはじめ同一の公共施設の統合を促進するなどにより、行政運営全体に思い切ったメスを入れていく必要があると認識しております。

これらにつきましては、いずれも市民サービスに直結しているため、議会はもとより市民の皆様のご理解を得ながら、慎重に取り組まなければならないものでありますが、更なる職員数の削減や、事務の合理化、経費の削減を図っていくためには、避けることのできない、いつかは手をつけなければならない検討課題でもあると考えております。

今後の定員適正化の見直しにつきましては、現在、実施をしております保育園施設整備計画の進捗状況や庁舎の統廃合に伴うサービスセンターの方向性、また、消防本部の広域化についても、ある程度、はっきりしたものが見えてくるのではないかと考えており、これらの要因も十分に検討する必要があると考えております。

市と致しましては、平成 22 年度からの第 2 次の定員適正化計画において全面的に見直しを図るとともに、市民サービスへの影響を十分に配慮した上で、積極的に市の組織機構の改正や経費の節減を促進するための施策に取り組みながら、より一層の削減に取り組んで参りたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い致します。

次に第 3 点目の、道路特定財源についてのご質問にお答えします。

現在、道路特定財源は揮発油税や自動車重量税など 8 項目にわたっており、国と地方に配分されております。

この道路特定財源の規模は、平成 20 年度の国の当初予算案で、国分が約 3 兆 3,000 億円、地方分が約 2 兆 1,000 億円で、合わせて約 5 兆 4,000 億円にのぼっており、仮に暫定税率が廃止され本則税率となれば、国・地方それぞれが半減する見込みとなっております。

このような状況の中で、かほく市の平成 20 年度当初予算案では、自動車重量譲与税・地方道路譲与税・自動車取得税交付金の道路特定財源の歳入について、暫定税率の維持を前提に、2 億 4,200 万円を見込んでおりますが、これが本則税率になった場合は 1 億 3,200 万円となり、約 1 億 1,000 万円の大幅な歳入減が見込まれるものであります。

暫定税率が廃止されますと、これまでの道路整備事業で充当した起債の償還や、維持管理経費に不足が生じるため、たとえ道路整備事業をしなくても大幅な歳入不足が発生することとなり、不足財源を別途に確保する必要が出て参ります。又、消雪事業におきましても、地方道路整備臨時交付金として 3,960 万円を見込んでおりますが、この交付金についても単純に計算しますと半減することが見込まれます。

また、生活道路として毎年各地区からご要望いただいております道路改良事業等につきましても、平成 20 年度要望として全地区あわせて 200 箇所を超えており、現状でも実施できる事業が限られていることに加え、これらの要望にほとんど対応できなくなる可能性があるなど、市の道路事業全般にわたって大きな影響を及ぼすことになると考えております。

しかしながら、暫定税率が廃止されても、真に必要な道路整備は、実施をしなければならず、このため道路事業以外の一般財源を充てざるを得なくなり、福祉・教育・市民サービスなどの事業につきましても大幅な見直しが必要となるなど、道路整備の遅れだけではなく、市民生活全般に多大な影響を及ぼすことになることもご理解をいただきたいと思えます。

さらに、市の道路事業だけでなく、国・県の事業についても大きい影響が出てくることは必然であり、国道 159 号津幡バイパスが進められておりますかほく市までの 4 車線化や河北縦断道路の全線開通が遅れたり、二ツ屋地区、松浜地区で実施あるいは予定されております国道 159 号の歩道整備におきましても、たいへん大きな影響が出てくるものと思われま。

そのほか、合併支援道路として位置付けております東西幹線道路の完成も遅れ、市民の交通の利便性と新しい都市基盤の整備確立に多大な影響を及ぼすと懸念されております。

昨年 12 月定例会で、議会におかれましては道路特定財源確保に関する意見書が可決されましたが、市と致しまして、国や関係機関の皆様に対しまして、さらに暫定税率維持の要望を行って参りたいと考えておりますので、議員各位のご理解、ご協力を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

以上、中村議員のご質問に対する答弁と致します。

議長【別宗明敏君】次に、定員適正化計画についてを中田総務部長から答弁願います。

総務部長【中田政昭君】議長。

議長【別宗明敏君】中田総務部長。

総務部長【中田政昭君】それでは、中村議員の定員適正化計画のご質問についてお答え致します。

今後の見直しの方針等につきましては、先ほど市長から答弁がありましたので、私からは、現在の状況及び今後の見込みにつきまして、職員数の推移を中心にお答え申し上げます。

まず、平成 19 年 4 月 1 日現在での、定員適正化計画における職員数と実際の職員数の比較について申し上げますと、計画では 422 名となっておりますが、実数は 414 名となっております。計画よりも 8 名多く削減が実現できております。これは、予定どおりの勧奨退職によるもののほかに、勧奨前の自発的な申し出や自己都合による中途退職が増えたことが要因であります。

また、平成 20 年度の見込みについて申し上げますと、本年度中にすでに退職したものと及び 3 月末で退職見込みの職員数は、合わせて 25 名となっております。一方、4 月 1 日付けの新規採用職員は一般事務職 4 名をはじめ、保育士 8 名、消防職 3 名、建築技師 1 名の合計 16 名を予定しております。差し引き致しまして、平成 20 年 4 月 1 日現在での実数見込みが 405 名となり、計画の 411 名より 6 名多い削減の実現を見込んでおります。

引き続き、平成 21 年度の見込みであります。平成 20 年度末の退職者数は、現時点で一般事務職 13 名のほか保育士 4 名、消防職 2 名の合計 19 名の勧奨退職が見込まれております。片や、平成 21 年度の新規採用職員であります。保育士・消防職の専門職についてはサービスの低下を招かないため退職による欠員分をそのまま補充することとし、一般事務職の欠員分については計画どおり 4 名の補充に留めることに致しますと、平成 21 年 4 月 1 日現在では、計画数の 402 名に対して実数 396 名となり、平成 20 年度に引き続き、計画よりも 6 名多い削減の状態が維持されることとなります。

従いまして、平成 17 年度から平成 21 年度までの 5 年間の定員適正化計画の 25 名の削減目標につきましては、現時点でそれを 6 名上回る 31 名の削減が見込まれ、順調にクリアできるものと考えております。

今後とも、更に職員数の削減を図って参らなければならないと考えておりますが、先ほどの市長答弁に従いまして、鋭意取り組んで参りたいと考えておりますので、ご理解を賜わりますようよろしくお願い申し上げます。

以上で、中村議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

議長【別宗明敏君】中村議員、答弁もれはありませんか。

11 番【中村修一君】答弁もれはありませんが、再質問します。

議長【別宗明敏君】はい、どうぞ。

11 番【中村修一君】定員適正化計画につきましては、予定よりも 6 人も多く削減ができるということで、評価をしたいと思えます。それから、財政状況につきましても現在の公債費比率は高いわけですが、25 年度には 17%程度まで下がるという計画。そしてそれにおおよそ則って進んでいるということで少し安心できるかなというふうに思えます。

ただ、経常収支比率が 100%を超えそうだとということでありますので、経常収支比率がどうということであるのかということが、市民の皆さんはあまり良くご存知でない部分かなというふうに思いますので、その辺の所を少し説明いただいて、今後これは下がる見込みはあるのかどうか、その辺の所だけ少し教えていただければなというふうに思いますので、よろしくお願い申し上げます。以上です。

議長【別宗明敏君】はい、酒井財政

財政課長【酒井弘幸君】今ほどのご質問にお

答えたいと思います。

経常収支比率の件でございますけれども、この経常収支比率というのは、地方公共団体の財政構造の弾力性を示す指標の一つでございます。一般的には市にあっては 75%程度が妥当であるとされております。

かほく市のように 100%を超えるということにつきましては、非常に硬直化が著しいことを示しております。近年の著しい財政状況下で、県内でもすでにいくつかの 100%を超える団体が出ておるところでございます。

かほく市においてもこのような厳しい状況が見込まれておりますけれども、この主な要因といたしましては、経常的経費であります人件費や公債費、あと施設の維持管理費などが指標を押し上げているのが現状でございます。

ただ、今後人件費につきましては、先ほど申し上げましたように職員の定員適正化計画により削減を図ります。それで公債費につきましては、平成 21 年度をピークに、以後大きな事業も無いということでございまして、減少する予定でございます。維持管理費につきましても、施設の統廃合による縮減を目指しまして、さらに行政のスリム化というものを進めながら財政の硬直化の改善を図って参りたいと考えておりますので、ご理解の程ひとつよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

議長【別宗明敏君】はい、中村議員。

11 番【中村修一君】ありません。

議長【別宗明敏君】次に、5 番 山口博之丞君。

5 番【山口博之丞君】それでは、本定例会において 5 人目の一般質問をさせていただきます。質問に入る前に一言ご挨拶をさせていただきます。

先ず、3 月に定年退職される職員の皆様、長

きにわたり、町政また市政にご尽力されたことに対し、心より敬意を表するものであります。私は現在 35 歳でありますから、もしかすると私が産まれる前から行政に携わっていた方も大勢いらしたこととと思っています。退職された後も健康に留意され、多方面に対し、益々のご活躍をご期待申し上げます。

それでは、以下 2 項目 4 点について質問に入らせていただきます。

先ず病児、病後児保育についてであります。ここでいう病児とは、風邪などの軽い病気にかかっている児童のこと、また病後児とはその病気の回復期にある児童のことをいいます。

ここで提案する病児、病後児保育とは、厚生労働省が刊行する保育所保育指針において、平成 12 年度より『乳幼児健康支援一時預けかり事業』としているものであります。

その定義としては、一般的には、普段保育園に通っている子供が、風邪などの軽い病気にかかり（あるいは回復期にあって）集団保育が不可能な場合に、その子供を預かってお世話する保育のことです。

その歴史は、全国的に見ると、昭和 41 年 6 月に、東京都世田谷区の保育園の父母の会によって開設された『病児保育室 バンビ』、また昭和 44 年 4 月、大阪府枚方市の香里団地保育所の父母の会とそのメンバーであった医者の方が中心となって開設した病児保育室（医療法人 保坂小児クリニック併設枚方病児保育室）が先駆けであります。それから 30 年にも及ぶ歴史の中で、平成 14 年 7 月の時点において、全国で 250 箇所あまりの施設が設立されています。その形態はさまざまではありますが、北陸では石川県内においても金沢市に、4 箇所、富山県に 4 箇所、福井県には 7 箇所の病児保育を行っている施設があります。補足であります

が、平成 3 年、厚生省の病児保育の必要性を認める答申をうけて、全国の 14 施設が参加する形で、全国病児保育協議会も設立されています。また、本年 3 月 2 日の朝刊に書かれていた記事にも、厚生労働省は今年 1 日に病児・病後児保育への支援を強化する方針を決めた。との見出しもありました。

本来なら、『病児は、親が看るのがあたりまえ』であるとの意見もあるとは思いますが、現代の社会情勢は、核家族化も進み、なおかつ子供の父母の共働きの家庭が多く、かつてとは文化も労働条件も変わってきています。仕事と子供を比べるわけにはいきませんが、どちらが大切なのかと聞かれた場合、仕事だという親はいないと思いますが、しかし、いろいろな状況のなかでどうしても仕事が休めない場合や、緊急に外出しなければならないことがある場合など、どうしても看病できない場合も想定されると思います。また、この病児保育施設を設けることにより、働く女性が、妊娠・出産を機に離職することなく、仕事と子育てを両立できるようになるのではないかと考えられます。

そこで 2 点について質問させていただきます。

まず、1 点目については、市内、大海保育園内の病後児保育施設の利用状況と、今後の保育園施設整備計画が進むなかで、同様の施設の展開を考えているかをお聞かせ下さい。2 点目は、前述したような病児保育について、今後、市においても考えられないか、市長の考えをお聞かせください。

次に体育施設についてであります。

まず 1 点目は、昨年の 9 月定例会において質問させていただきました体育施設の予約・申請の一元化について、であります。私の質問に対し、教育長は、改善の一方策として、市内のキ

一となる施設一箇所で、市内体育施設、全体の予約情報が確認できるように、研究を進めたいと答弁されました。この件についての進捗状況をお聞かせ願いたい。また、『先日ある体育施設に予約の電話をしたところ、電話の呼び出し音はなっているが、誰も電話をとらなかった』との苦情を聞いたが、この件についても、お聞かせ願えればと思います。

2点目は、施設が建設され、年月が経つと当然施設は老朽化し、維持管理を行っていくうえで、膨大な経費がかかってきます。また、今はまだ、使用するのに支障のない程度の施設の老朽化ではありますが、10年、20年経って大規模改修や整備をするときのことを考えると、財源をどうするのかとの問題が出てくると思います。これらのことを踏まえ、施設の維持管理や修繕にかかる費用は、これからどう捻出していくのか。たとえば、施設使用料を徴収し財源にしていくとか、市が管理する施設を絞って整備していく、区や民間に委託し、指定管理者として維持・管理をしてもらうのか。など、いろんな考え方・方向性があると思うが市はどう考えているのかをお聞かせ下さい。

以上2項目、4点について質問させていただきました。市当局の明快なる答弁を期待し、私の一般質問とさせていただきます。

市長【油野和一郎君】議長。

議長【別宗明敏君】油野市長。

市長【油野和一郎君】それでは、山口議員のご質問にお答え致します。

まず第1点目の病後児保育等のご質問についてであります。

病後児保育の制度について改めてご説明を致しますと、保育所に通所中の児童が病気の「回復期」にあり、かつ集団保育が困難な期間において、児童を保育所、病院等に付設された

専用スペースにおいて、一時的に預かり、ゆったりと過ごす中で無理なく体力を取り戻すことができるよう実施する事業であります。

かほく市では、平成18年7月に開園した大海保育園で実施しておりますが、現在までで病後児保育の利用数は5人となっております。

実際には、この5人のほかにも、病後児保育を利用したい旨の問い合わせが多数寄せられており、保護者のニーズも高いものと考えております。

今後も、働く保護者の方たちに対する子育て支援策として病後児保育を拡大して参りたいと考えておりますが、現在、進めております保育園の統合計画の中で、七塚地区、宇ノ気地区にもそれぞれ1ヶ所ずつ設けて参りたいと考えております。

次に、病児保育についてであります。病児保育とは、いわゆる保育所に通所中等の児童が病気の「回復期に至らない場合」であり、かつ当面症状の急変が認められない場合において、当該児童を保育所、病院等に付設された専用スペースにおいて一時的に預る事業であります。

議員お話の金沢市で実施されております4ヶ所の病児保育の施設形態については、医療機関併設型が3箇所、病院隣接の乳児院併設型が1ヶ所であるとお聞き致しております。

議員ご指摘のように、今後は病児保育のニーズも多くなってくるかもしれませんが、本来、児童が病気の時は、親御さんなり保護者の方がそばにいて看病してあげることが最も大切なことであり、乳幼児期の成長過程にも大きく影響すると考えております。

いずれに致しましても、かほく市において病児保育を実施するためには、病院や小児科医に隣接して保育園を建設しなければなりませんし、そうでない場合は、かほく市医師会に対し、

本事業への全面的な協力要請を行うとともに、緊急時に児童を受け入れてもらうための医療機関や日常の医療面での指導、助言をいただく指導医が必要とされます。

このような状況を勘案致しますと、現段階で、市としての実施は非常に困難であると認識しておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

次の第2点目の体育施設に関するご質問に関しては、遠田教育長の方からお答えいたしますので、以上で山口議員のご質問に対する私からの答弁といたします。

議長【別宗明敏君】次に体育施設の予約・管理システムの一元化についての進捗状況についてを、助実教育部長より答弁を願います。

教育長【遠田敏博君】議長。

議長【別宗明敏君】遠田教育長。

教育長【遠田敏博君】

それでは山口議員のご質問にお答えします。

体育施設の予約管理システムにつきましては、後ほど助実教育部長からお答えいたしますので、私の方からは施設の老朽化に伴う修繕費用をどのように捻出していくのか、方向性をどのように考えているのかとのご質問についてお答え致します。

現在、市内の体育施設は利用者も多く有効に活用され、市民の健康づくりに大いに役に立っております。ただ、中には、築15年以上を経過し、修繕を求められているものもあり、限られた財源の中で拠点となる施設、緊急性の高いものから順次行っておりますが、全部の施設について対応が困難な現状であることについては、是非ご理解をいただきたいと思っております。

これらの施設の管理につきましては、現在23体育施設のうち21施設で指定管理者制度を導入しており、管理経費の削減を図っているところ

であります。

議員ご指摘の、施設使用料の検討や施設を絞った修繕等を実施することについては、市の総合計画の中で、体育施設の計画的な改善や統廃合を含む施設整備のあり方を検討することと致しております。そこで昨年度からスポーツ振興審議会で審議をまいりましたスポーツ振興計画の施策として、市民、スポーツ団体などを構成員とした（仮称）体育施設整備検討委員会を設置し、この委員会の中で施設の統廃合や改善、使用料等について鋭意検討していく考えでございます。

市と致しましては、「市民がいつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しむことができ、安心して暮らせる住みよい町を創る」そのために努力をまいりますので、議員各位におかれましては、ご理解・ご協力を賜りますようお願い致します。以上で山口議員のご質問に対する私からの答弁といたします。

教育部長【助実金司君】議長。

議長【別宗明敏君】助実部長。

教育部長【助実金司君】それでは、私の方から山口議員の体育施設の予約・管理システムの一元化についてのご質問にお答え致します。

議員お話しのように、昨年9月議会の体育施設の予約状況の確認に関する質問に対しまして、遠田教育長が、全施設に予約・管理システムを導入することは、インフラ整備やソフト購入などに多額の費用を要しますので、早急な対応は難しく、改善の一方策として市内のキーとなる施設一箇所で市内体育施設の予約状況が確認できるように研究していきたいとの答弁を致しました。

その後、他団体を参考にして運用方法を検討してまいりました結果、当面は各家庭からインターネット接続により施設の空き情報を見る

ことは出来ませんが、河北台健民体育館を情報公開・伝達のキーステーションとして、市民が河北台健民体育館へ足をお運びいただくか、電話で問合せをしていただければ施設の空き情報をお知らせできるように致したいと考えております。

そこで、第一段階と致しまして、利用度の高い河北台健民体育館、宇ノ気体育センター、七塚体育センター、高松体育センター、高松野球場、宇ノ気野球場の6施設について、4月から情報提供するための作業を現在進めているところでございます。

今後、対象範囲の拡大やホームページでの公開・予約など、さらに研究を重ねまして、情報提供の充実を図り、市民の利便向上に努めてまいりたいと考えています。

なお、予約電話の件についてお答え致します。

うちの方で調査いたしましたところ、この件はある体育施設の休館日に電話したものと思われる。休館日のため電話に出れなかったわけでございますが、市民サービスの一環として電話転送や留守番電話設置などが考えられますが、必要性を十分に検討した上で、どのように対応すればよいのか判断したいと思っておりますので、議員各位にも、ご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上で、山口議員のご質問に対する私からの答弁とさせていただきます。

議長【別宗明敏君】山口議員、答弁もれはありませんか。

5番【山口博之丞君】はい。

議長【別宗明敏君】再質問は。

5番【山口博之丞君】ありません。

散会

議長【別宗明敏君】以上で、本日の一般質問

を終わります。

次回は、3月12日午前10時から会議を開きます。

以上で、本日の日程は、全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。ご苦労様でした。

午後0時22分 閉議散会